

奈良県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、和歌山県との境界に係る道路の管理について、和歌山県と協議が成立した内容は、次のとおりである。

平成二十八年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 協定区間

路線名	区間	延長	管理者
一般国道 一六九号	和歌山県東牟婁郡北山村小松トンネル和歌山県坑口から和歌山県新宮市熊野川町田戸橋西詰及び葛川橋西詰まで和歌山県新宮市熊野川町竹筒トンネル和歌山県坑口から和歌山県新宮市熊野川町葛山トンネル和歌山県坑口まで	七三七五・二八メートル （うち奈良県側五九五・二・四九メートル）	和歌山県

二 権限代行

一の区間の道路の管理は、和歌山県が行い、奈良県に属する区間については、道路法第二十七条第四項の規定に基づき、和歌山県が奈良県の権限を代行する。ただし、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条の規定により協議して定める権限は、次に掲げるもの以外のもとする。

- (一) 道路法第二十四条、第三十二条から第四十一条まで及び第四十七条から第四十七条の五までの規定による道路管理者の権限
- (二) (一)の権限に係る道路法第七十一条から第七十三条までの規定による道路管理者の権限

- (三) 一の区間の道路の災害復旧事業。ただし、境界をまたぐ施設については、和歌山県知事と奈良県知事が事前に協議するものとする。

三 協定締結日

平成二十七年九月十三日